

● 事務局だより ●

◇ 第三十号をお届けいたします。

去る一月十七日の阪神大震災（兵庫県南部大地震）により、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災された方々には、ここからお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

◇ 今号では、まず、神奈川県で平成五年度に受け付けた紛争事例をご紹介します。最近の首都圏における紛争の一端が窺えるものと存じます。

◇ 建設省から、平成五年度に全国の都道府県で受け付けた苦情紛争を物件別・原因別に分析したものをいただき、掲載しています。

◇ また、契約解除の中で、原因の大部分を占めているローンをめぐる問題を取り上げ、本問題に係る判例もご紹介しております。神奈川県事例、全国の紛争の分析とともに業務等のご参考に供していただければ幸いです。

◇ 本年度の宅建試験は、昨年十一月三十日

の合格発表をもって一段落しましたが、例年と同様に、本試験を種々の角度から分析した記事も掲載しています。協力機関のご担当の方々ははじめ、関係者の方々には、ご一読いただければ幸いです。

◇ 第三十六回の講演会を、次のとおり開催いたします。

日時 三月十六日（木）午後二時～四時

会場 東京都千代田区麹町一―四

東条インペリアルパレス

二階 千鳥の間

講師 弁護士 岡本正治 先生

演題 「最近の判例から見た宅建業者の注意

義務」

多数ご聴講下さいますよう、希望します。

◇ 最近、大都市圏を中心に、住宅の賃貸借をめぐる紛争が増加してきていますが、一般の消費者に対する啓発活動を強化するため、マンガの簡単なパンフレットを作成することとし、今春の発行を目標に鋭意作業中です。

◇ 平成五年度に、建設省および主要都道府県の方々と、「媒介」に関する紛争についてマニュアルを作成すべく、検討を行いました。

このほど、とりまとめが終わりましたので、小冊子を刊行いたしました。

また、昨年十一月に東京都の田口指導課長にご講演いただいた内容を取りまとめた講演録「最近の不動産取引に係る紛争について―平成五年度の東京都相談・指導の概要―」も刊行いたしました。